

(参考1)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直し(案)のポイント

平成25年2月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直しは、以下のとおり。

分野	見直しの内容(案)
紙類	<ul style="list-style-type: none">● 古紙及び古紙パルプ配合率の定義を記載● 備考の修正(竹パルプを「間伐材等」に位置付け)
文具類 オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none">● 古紙及び古紙パルプ配合率の定義を記載
OA機器	<ul style="list-style-type: none">● 消費電力基準の見直し(国際エネルギースター改定の反映)(コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイ)● 水銀ランプの回収システム構築を判断の基準に適用(経過措置の終了)(プロジェクト)
家電製品	<ul style="list-style-type: none">● エネルギー消費効率基準に係る経過措置の延長(電気冷蔵庫等、電気便座)
温水機等	<ul style="list-style-type: none">● 消費電力基準の見直し(ヒートポンプ式電気給湯器)(省エネ法トップランナー基準の反映)
照明	<ul style="list-style-type: none">● 水銀封入量の基準値強化● エネルギー消費効率基準に係る経過措置の終了(蛍光灯照明器具)● 備考の修正(JIS制定に伴うJIS No.の記載)
自動車等	<ul style="list-style-type: none">● 備考の修正(E10ガソリンを追記)
公共工事	<ul style="list-style-type: none">● JIS規格適合品は判断の基準を満たす旨の追記(8品目)● 日射反射率保持率に係る経過措置の延長(高日射反射率塗料)● 照明制御システムの対象にLED照明器具を追加
役務	<ul style="list-style-type: none">● 「会議運営」を特定調達品目として追加● JIS規格適合品は判断の基準を満たす旨の追記(自動車専用タイヤ更正)